

盛岡市林業雇用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市林業雇用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 林業労働力の確保を図るため、林業事業者が林業従事者を新たに雇用する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 林業事業者 自己又は他人の保有する森林において、森林施業（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第1項に規定する林業施業をいう。以下同じ。）を主たる事業として営む法人であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 市の区域内に事務所又は事業所を有するもの

イ 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をする日（「申請日」という。以下同じ。）において、岩手県意欲と能力のある林業経営体（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表したものをいう。）に登録され、市の区域内において事業をするもの（市から経営管理実施権（森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権をいう。）の設定を受けることを希望しているものに限る。）

(2) 新規雇用 林業事業者が新規従事者を雇用することであって、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 当該雇用が常用雇用（期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間未満であるものを除く。）をいう。以下同じ。）であること

イ 当該雇用により、常用雇用する従事者の数が前年度より増加すること

ウ 新規従事者を社会保険に加入させること

エ 当該雇用について、国、県又は市町村から他の補助金の交付を受けていないこと

(3) 新規従事者 新たに林業事業者に就業し、林業施業に従事する者（岩手県内の林業施業を主たる事業とする他の事業者を退職して当該就業する者を除く。）をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
----	----	-----

雇用促進事業 (1年につき 1人の雇用を 限度とする。)	新規雇用における人件費	当該経費に相当する額。ただし、その額が、1月につき1人当たり10万円を超えるときは、1月につき1人当たり10万円を限度とする。
安全器具等購入補助事業	新規雇用に係る新規従事者が使用する保育作業(植栽を終了してから伐採するまでの間に行う下刈その他の樹木の生育を促すための作業をいう。)に必要な器具等の購入に要する経費	当該経費に相当する額。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(交付対象期間)

第4 雇用促進事業に係る補助金の交付の対象となる期間は、1人の新規従事者につき、当該補助金の交付決定を受けた日から起算して24月に達した日までとする。

(補助の実施期限)

第5 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、月給制による通年雇用をしている従業員数が増加した林業事業体の数とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表(第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	補助事業を開始する 日から14日前
	2 事業計画書	1部	
	3 新規従事者との雇用契約書の写し	1部	
	4 法人の登記事項証明書の写し	1部	
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条 第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日 の14日前

規則第9条 第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	中止又は廃止しようとする日から14日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 雇用状況報告書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	事業完了後14日以内 又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条 第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して30日以内
規則第18条 第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払いを受けようとする日から14日前